

---

議題 企業会計基準委員会の活動状況項目 日本基準の開発の状況

---

1. 本資料は、前回の基準諮問会議（2020 年 11 月 12 日）後の日本基準の開発の状況をご説明し、ご意見をお伺いすることを目的とする。

**日本基準を国際的に整合性あるものとするための取組み**

2. 日本基準を国際的に整合性あるものとするための取組みの状況は、以下のとおりである

**（収益認識）**

3. 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」では、会計基準における定めが明確であるものの、これに従った処理を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者から提起された場合に「別途の対応」を図ることの可否を当委員会において判断することとしている。
4. 2020 年 8 月に電気事業連合会より、また、2020 年 10 月に一般社団法人 日本ガス協会より、検針日基準に関する「別途の対応」についての提起をそれぞれ受けたため、同月より検討を開始した。
5. これらの提起においては、収益認識会計基準にしたがって収益を認識することとした場合、最終検針日から期末日までの顧客の電気・ガスの使用に応じた収益を見積る必要が生じることになるが、このような見積りを行うことが合理的ではあるとは言えないとの理由で、検針日基準による収益認識を認める代替的な取扱いを設けることが要望された。
6. 検討の結果、検針日基準による収益認識は認めないものの、見積方法についての代替的な取扱いを定めることとし、2020 年 12 月に企業会計基準適用指針公開草案第 70 号（企業会計基準適用指針第 30 号の改正案）「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」を公表している（別紙 4）。
7. 2021 年 2 月にコメントを締め切っており、4 通のコメントを受け取っている。2021 年 3 月中に最終化することを目標としている。

**（金融商品等の時価の算定（投資信託））**

8. 企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」等を公表した際に、投資信託の時価の算定等については概ね 1 年をかけて検討することとしていた。
9. 2020 年 5 月より審議を行っており、2021 年 1 月に企業会計基準適用指針公開草案第 71 号（企業会計基準適用指針第 31 号の改正案）「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」（コメント期限：2021 年 3 月 18 日）を公表している（別紙 5）。
10. 主な論点は以下のとおり。

- (1) 金融資産を対象とした投資信託について、実務に配慮し、一定の要件を満たし

## 資料(3)

たものに、基準価格を時価とみなす取り扱いを認めている。

- (2) 不動産を対象とした投資信託について、一定の要件を満たしたものに基準価格を時価とみなす取り扱いを入れたうえで、貸借対照表における評価を時価で統一する。
- (3) 改正基準は、2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用する（2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から早期適用することができる。）。

### （リース会計）

- 11. 2019年3月に開催した企業会計基準委員会において、現状で資産及び負債が認識されているファイナンス・リース取引のみならず、すべてのリースについて資産及び負債を認識する会計基準の開発に着手することが了承された。
- 12. その後、2020年2月及び3月に開催した企業会計基準委員会において、基本的な開発の方針の提案を行っている。
- 13. これらの審議の状況を踏まえ、その後、以下の検討を行っている（別紙6）。

| 企業会計基準委員会          | 課 題                 |
|--------------------|---------------------|
| 第437回（2020年7月13日）  | 貸手の会計処理             |
| 第438回（2020年7月29日）  | リースの定義              |
| 第438回（2020年7月29日）  | 所有権移転ファイナンス・リースの取扱い |
| 第439回（2020年8月13日）  | リース期間               |
| 第446回（2020年11月19日） | リースの識別              |
| 第447回（2020年12月3日）  | サブリース               |
| 第449回（2021年1月15日）  | セール・アンド・リースバック      |
| 第452回（2021年2月25日）  | 単体財務諸表の取扱い          |

- 14. 今後、公開草案の公表に向けて審議を進める予定である。

### （金融商品）

- 15. 前回の基準諮問会議以後、審議を行っていない。今後、まず予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての検討を行う予定である。

### その他の日本基準の開発の状況

- 16. その他の日本基準の開発の状況は以下のとおりである。

#### （取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計処理の検討）

- 17. 2021年1月28日に、実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」等を公表している（別紙7）。

**(連結納税制度の見直しへの対応)**

18. 実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」及び実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」を廃止し、グループ通算制度に対応する実務対応報告を公表することを検討しており、2021年3月に公開草案(実務対応報告第〇号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」)を公表することを目標としている(別紙8及び別紙9)。
19. 主な論点は以下のとおりである。
- (1) 基本的に、実務対応報告第5号及び実務対応報告第7号の取扱いを踏襲する。
  - (2) 通算税効果額を授受しない場合については、ニーズが高くないと考えられ、採り上げない。ニーズの有無について、公開草案の質問項目とする。  
  
(注：通算税効果額とは損益通算や欠損金の通算等のグループ通算制度に関する規定を適用することによって、通算グループ内の個々の企業において減少する法人税等の額について、自社の所得から他社の欠損を控除することによって税額が減少する法人から自社の欠損を他社に渡す法人に金銭等の授受が行われるものである。連結納税制度における個別帰属額に類似するものであり、授受されることが想定されるが、授受するかどうかは税法上は任意である。)
  - (3) 2022年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度からの強制適用とする。

**(金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い)**

20. 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」の発行及び保有について、公開草案、資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、会計上の論点の分析及び基準開発の必要性に関する論点整理を公表する予定であるが、前回の基準諮問会議以後、審議を行っていない。

**(開示(注記事項)に関する方針の整理(中期運営方針))**

21. 以下について、今後の会計基準を開発する際に参考とすべき方針を委員会として整理する予定であるが、審議は開始していない。
- ① 単体財務諸表における開示
  - ② 重要性の考え方

**ディスカッション・ポイント**

- 1. 投資信託の時価の算定に関する公開草案の主な論点について、ご意見をお伺いしたい。
- 2. リース会計の審議の状況について、ご意見をお伺いしたい。

### 資料(3)

3. グループ通算制度の公開草案の原案に関する主な論点について、ご意見をお伺いしたい。
4. その他の点について、ご意見があればお伺いしたい。

以 上